

令和8年度ネットワーク構築支援業務委託仕様書（案）

1 目的

本市では、外貨獲得や域内取引・雇用の増加、賃金引上げ等の実現により地域に経済的インパクトをもたらすことに加え、その企業の存在やその企業での働き方、その企業が生み出す商品・サービス等が地域に活力を与え本市の魅力となるような社会的インパクトをもたらす企業を創出するため「地域中核企業輩出支援パッケージ」により地域企業を支援している。

本業務は、集中支援先企業（※1）の、支援終了後における持続的成長を促進するため、企業の課題解決につながる研修会等の実施を通じて企業間の相互連携及び外部企業との関係構築を促進し、企業間連携による新規事業創出や付加価値向上を図ることを目的とする。

※1：地域中核企業輩出集中支援事業及び総合的支援（付加価値向上コース）により支援している企業

2 業務内容

受託者は、上記1の目的を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画・実施するものとする。

（1）業務実施方針の策定

業務の目的を効果的に達成できる実施方針を策定すること。また、成果目標（KPI）を設定し、達成に向けた具体的な方策を提示すること。

（2）月次研修プログラムの開催

受託者は、集中支援先企業が共通して抱える経営課題の解決を通じて集中支援先企業同士のネットワーク構築を図るため、月次の研修プログラムを企画・開催するものとする。実施形式（対面・オンライン・ハイブリッド）は目的に応じて柔軟に設定可能なものとし、年間4～6回程度開催する。

- ・ 研修のテーマについては、企業のニーズを踏まえつつ、以下の内容を基本として本市と協議の上、設定すること。

<課題例>

- ①右腕・幹部層の不足
 - ②優秀な営業人材の不足
 - ③営業力強化
 - ④経営幹部人材の育成
 - ⑤財務・管理会計ノウハウの不足
 - ⑥M&A ノウハウの未蓄積
 - ⑦組織体制の整備
- ・ 実施にあたり、受託者はテーマに応じた研修プログラムを設計し、適切な講師を選定・調整すること。講師謝金や旅費等は委託料に含む。なお、受託者において講師として適切な者がいる場合は自社から講師を選定することは妨げない。
 - ・ 参加人数や内容に応じた会場を確保し、その費用も委託料に含めるものとする。また、オンライン参加も可能な体制を整備すること。

- ・ 研修実施後はアンケート等によりモニタリングを行い、その結果を今後の企画に反映させるとともに、必要に応じて成果発表の機会を設けること。さらに、受託者は以下の業務を一体的に実施すること。
 - 研修の企画および運営計画の作成
 - 周知・広報（案内作成、発信等）
 - 参加者の募集および管理
 - 当日の運営（進行、受付、会場対応等）
 - 実施後のアンケート回収および結果分析

（3）外部連携促進に資する施策の企画・実施

受託者は、本業務の目的の達成に向けて、集中支援先企業が外部企業等との関係性を構築し、今後の商取引や協業・共同の取組等を促進するための施策を企画し、実施するものとする。

なお、本業務における「外部」とは、主に以下に掲げる組織・団体等を想定する。

- 域外企業（仙台市外に本社または主たる拠点を有する企業）
- 大学及び研究機関
- 金融機関（銀行、信用金庫、投資機関等）
- 投資家
- 支援機関

（4）その他独自提案による業務

本業務の効果を一層高めるために有効と考えられる施策を検討し、発注者と協議のうえ実施すること。

（5）地域中核企業輩出支援パッケージ各種受託者との連携

受託者は、必要に応じて他業務受託者と情報共有及び意見交換を行い、支援内容の連携を図ること。

（6）成果物の納品

本事業の実施を踏まえ、ネットワーク構築に向けた今後の方針や事業内容等について提案するとともに、本業の実施内容、KPI 結果及び成果等を取りまとめた実績報告書を電子ファイルにより納品すること。

（7）定期打合せの実施

業務の進捗確認のため、定期的に打合せを実施すること。打合せでは、業務の進捗状況等を受託者より報告するものとし、打合せのアジェンダ及び議事録を作成し本市へ提出する。

3 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指

標等に対して、不足があると本市担当者が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 知的財産権の取り扱い及び機密保持

(1) 知的財産の取り扱い

本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。

- ・ 受託者は、本業務により生じた、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受託者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・ 第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受託者は著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・ 発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、フェイスブック、プレスリリースサイトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。
- ・ 本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

(2) 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

6 その他

- ・ 本仕様書にないものは仙台市及び受託者の協議により定める。
- ・ 提出された書類は返却しない。なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。
- ・ 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・ 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- ・ 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」、「行政情報の取

扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- ・ 受託者は、業務の内容及び範囲について仙台市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。また、打合せの内容を記録し、随時、仙台市へ提出すること。
- ・ 業務の進捗状況に関して、随時仙台市に報告するとともに、必要に応じ協議、調整を行うこと。
- ・ 本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、本委託業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に仙台市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・ 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)